

平成25年度相続税改正について

現行の相続税に対して大幅な増税となりました。平成27年1月1日以後に相続又は遺贈があった場合の対応となりますが、現行100人に1人の相続税納税割合が100人に6人程度に引き上げられると見込まれます。

都市部では土地の相続税評価額が高いため4人に1人が相続税を納税しなくてはならなくなることも考えられます。

相続税対策の見直しを迫られるとともに、しっかりとした相続財産額の把握が必要になります。今までのように、預金だけ先に引き出して、不動産の名義変更を後回しにすることは考えられません。預貯金も不動産もれっきとした相続財産です。

しっかりとした専門家に任せる必要性が増えてくるでしょう。あとで税務署からお尋ねが来てからでは遅いこととなります。

(1) 相続税基礎控除の引き下げ

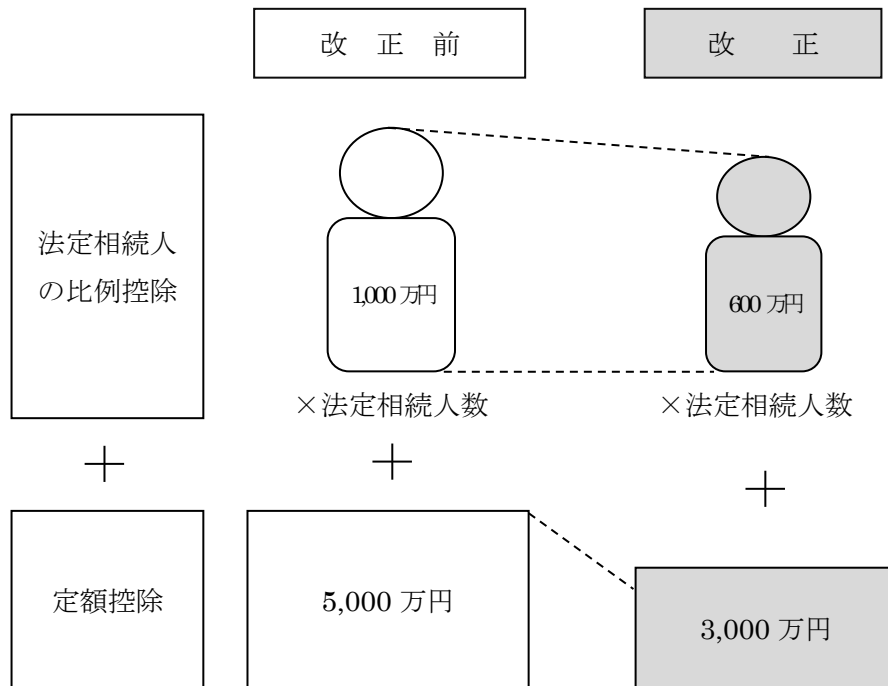
平成27年1月1日以後1の相続又は遺贈から、相続税の基礎控除が引き下げられます。

相続税基礎控除

現行 $5000 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数} \times 1000 \text{ 万円}$

改正後 $3000 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数} \times 600 \text{ 万円}$

現行に比べ改正後は6掛けとなりました。



例) 法定相続人 3 人 [改正前] 5,000 万円 + 1,000 万円 × 3 人 = 8,000 万円
 [改正] 3,000 万円 + 600 万円 × 3 人 = 4,800 万円

(2)相続税の最高税率引き上げ

改正前の税率が 6 段階から 8 段階となり、最高税率は 55% となります。

この改正も平成 27 年 1 月 1 日以後の相続又は遺贈より適用となります。

基礎控除後の相続財産	改正前税率と控除額	改正後税率と控除額
1,000万円以下	10%	現行どおり
1,000万円超 3,000万円以下	15% - 50万円	
3,000万円超 5,000万円以下	20% - 200万円	
5,000万円超 1億円以下	30% - 700万円	
1億円超 2億円以下	40% - 1,700万円	40% - 1,700万円
2億円超 3億円以下		45% - 2,700万円
3億円超 6億円以下	50% - 4,700万円	50% - 4,200万円
6億円超		55% - 7,200万円

(3)相続税負担シュミレーション

例えば、相続財産が 2 億円あった場合で相続人が①配偶者と子供 2 名の場合、②子供のみの場合ですと下記のとおりになります。(単位 ; 万円)

①配偶者と子供 2 名

相続財産 2 億円		平成 26 年 12 月 31 日まで (基礎控除額 8,000)	平成 27 年 1 月 1 日以後 (基礎控除額 4,800)
法定相続分どおりの 遺産分割	配偶者の分	0	0
	子供全員分	950	1,350
	合計	950	1,350
配偶者の税額軽減 を最大限利用 (配偶者が 16,000 取得)	配偶者の分	0	0
	子供全員分	380	540
	合計	380	540

②子供のみ

相続財産 2 億円	子供 1 人の場合		子供 2 人の場合	
	平成 26 年 12 月 31 日まで (基礎控除額 6,000)	平成 27 年 1 月 1 日以後 (基礎控除額 3,600)	平成 26 年 12 月 31 日まで (基礎控除額 7,000)	平成 27 年 1 月 1 日以後 (基礎控除額 4,200)
法定相続分どおりに遺産分割	3,900	4,860	2,500	3,340

相続税での緩和措置について

[小規模宅地等の評価の特例]

①代表的なのが小規模宅地等の評価の特例に関する改正で、次のとおりとなります。

個人が、相続又は遺贈により取得した財産のうち、その相続の直前において被相続人等の居住の用に供されていた宅地等（特定居住用宅地等）に係る特例（80%減額特例）の適用対象面積が、現行の上限 240 ㎡から 330 ㎡まで拡大されます。

この改正も平成 27 年 1 月 1 日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用されます。

[贈与税]

贈与税も大きく変わりました。

上手に生前贈与して、相続税の軽減を図りたいものです。

(4)贈与税率変更による見直し

贈与税の税率が改正前の 6 段階から 8 段階になり、

20 歳以上の者への直系尊属からの贈与に係る贈与税率が一部緩和されました。

基礎控除後の金額	改正前 (~H26. 12. 31まで)	改正 (H27. 1. 1以後)	
		右記以外	20歳以上のものへの 直系尊属からの贈与
200万円以下	10%	現行どおり	現行どおり
200万円超 300万円以下	15% - 10万円		15% - 10万円
300万円超 400万円以下	20% - 25万円		20% - 30万円
400万円超 600万円以下	30% - 65万円		30% - 90万円
600万円超 1,000万円以下	40% - 125万円		45% - 175万円
1,000万円超 1,500万円以下	50% - 225万円	50% - 250万円	45% - 265万円
1,500万円超 3,000万円以下		55% - 400万円	50% - 415万円
3,000万円超 4,500万円以下			55% - 640万円
4,500万円超			

(5)贈与シュミレーション

上記(4)の速算表を基に贈与税の改正前後をシュミレーションすると下記の表のとおりとなります。(単位 ; 万円)

		贈与財産の価格が（基礎控除前）			
		400	1,000	3,000	5,000
改正前				1,220	2,220
改正後	下記以外	33.5	231	1,195 (-25)	2,289.5 (+69.5)
	20歳以上のものへの 直系尊属からの贈与		177 (-54)	1,035.5 (-184.5)	2,049.5 (-170.5)

() の金額は改正前との差

(6)教育資金の一括贈与非課税措置

①概要


項目	内 容
1 贈与者	直系尊属(親、祖父母など)
2 受贈者	30歳未満の直系尊属(子、孫など)
3 財産	受贈者1人当たり金銭等1,500万円まで(学校等以外への支給の場合は500万円まで)・教育資金口座の開設(1人1口座)
4 教育資金	<p>(1)学校等に対して直接支払われる次のような金銭をいいます。</p> <p>①入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費又は入学(園)試験の検定料など</p> <p>②学用品の購入費や修学旅行費や学校給食費など学校等における教育に伴って必要な費用など</p> <p>(注)「学校等」とは、学校教育法で定められた幼稚園、小・中学校、高等学校、大学(院)、専修学校、各種学校、一定の外国の教育施設、認定こども園又は保育所等をいいます。</p> <p>(2)学校等以外に対して直接支払われる次のような金銭で社会通念上相当と認められるものをいいます。</p> <p>A) 役務提供又は指導を行う者(学習塾や水泳教室など)に直接支払われるもの</p> <p>③教育(学習塾、そろばんなど)に関する役務の提供の対価や施設の使用料など</p> <p>④スポーツ(水泳、野球など)又は文化芸術に関する活動(ピアノ、絵画など)その他教養の向上のための活動に係る指導への対価など</p> <p>⑤③の役務の提供又は④の指導で使用する物品の購入を要する金銭</p> <p>B) A)以外(物品の販売店など)に支払われるもの</p> <p>⑥②に充てるための金銭であって、学校等が必要と認めたもの</p> <p>※教育資金及び学校等の範囲については、文部科学省高等教育局学生・留学生課法規係へ なお、文部科学省ホームページ【www.mext.go.jp】にも制度概要、教育資金及び学校等の範囲他 についてQ&A</p>

5	申告	教育資金非課税申告書を、取扱金融機関経由で受贈者の納税地の所轄税務署長に提出します。 (立替→教育資金口座支出、直接教育資金口座支出)
6	払出しの確認等	払い出した金銭を教育資金の支払いに充当したことを証する書類を取扱金融機関に提出します。
7	終了時	①受贈者が30歳に達したこと等の場合に、残額(非課税抛出资额－教育資金支出額)には、終了時に贈与税が課税されます。 ②受贈者が死亡した場合の残額については受贈者の相続財産となり贈与税は課税されません。
8	適用期間	平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間に抛出されたものに限られます。

子や孫に対する教育資金の一括贈与について、贈与税が非課税となる措置が創設されました。その概要は次のとおりです。

②計算例

(単位:万円)

	入口～終了まで			30歳累計	終了時(出口)	
	H25年	H26年	H27年		非課税抛出资额	
(入金) 非課税抛出资额	500	500	500	1,500	非課税抛出资额	1,500
(出金) 学校等 4-(1)				700	教育資金支出額	700
学校等以内 4-(2)				600	(限度) 500	
その他(例えば宝石)				200	—	
計				1,500	計	1,200
非課税口座残高				0	贈与税対象	300